

事業概要シート

施策	0202	小・中学校教育の充実	《 》の金額	現年度当初・補正予算、前年度繰越額の合計 ※補正予算要求時は今回の補正予算額を除く ※次年度予算要求時は次年度繰越額を除く	
事業名	小学校就学援助事業	現状維持	予算額	29,044 千円 《 64,104 》千円	
事業期間	～		財源内訳	国庫支出金	1,268 千円
根拠法令要綱等	教育基本法第4条、学校教育法第19条、大村市就学援助要綱			県支出金	千円
				地方債	千円
				その他	千円
				一般財源	27,776 千円

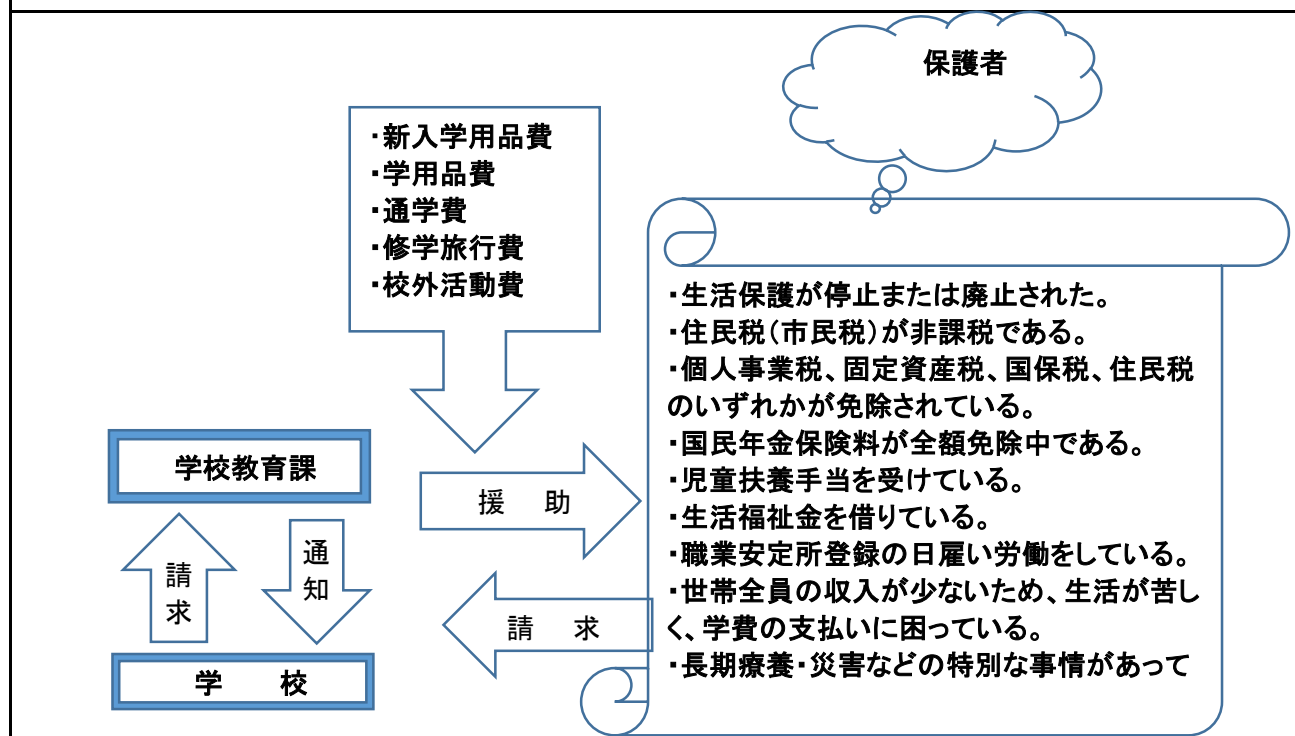
【事業の目的・概要・対象】

目的：「教育の機会均等」の観点から経済的理由によって就学困難な児童の保護者に対して、学用品費・学校給食費等必要な援助を行い保護者の負担を軽減することで義務教育の円滑な実施を図る。

概要：学用品費等を援助することで、義務教育の円滑な実施を図る。新入学用品、学用品、通学用品、修学旅行、校外活動、学校給食、医療費について援助を行う。

対象：大村市内に住所を有する児童生徒の保護者で、申請時点で以下の項目のいずれかに該当する保護者

- ①生活保護が停止または廃止された
- ②住民税（市民税）が非課税である
- ③個人事業税、固定資産税、国保税、住民税のいずれかが減免されている
- ④国民年金保険料が全額免除中である
- ⑤児童扶養手当をうけている
- ⑥生活福祉資金を借りている
- ⑦職業安定所登録の日雇労働をしている
- ⑧世帯全員の収入が少ないため、生活が苦しく、学費の支払いに困っている
- ⑨長期療養・災害など特別な事情があって生活が苦しく学費の支払いに困っている



【背景】

学校教育法第19条に基づき、経済的理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し就学に必要な援助を行う。

平成17年の所謂「三位一体改革」で、それまで国庫補助の対象となっていた準要保護者への就学援助が一般財源化された。本市では「三位改革」後も引き続き国の単価に合わせて支給してきた。引き続き義務教育の円滑な実施に努めていきたい。

担当課	教育委員会 教育総務課	課長	楠本 奈津子
担当者	坂口 美穂子	問合せ先	0957-53-4111（内線393）

事業概要シート

【活動指標】

指標名			単位	R 6 (実績)	R 7 (計画)	R 8 (計画)	R 9 (計画)	R 10 (計画)
①	認定者数	計画値	人	782	855	855	855	855
②		計画値						

【成果指標】

指標名			単位	R 6 (実績)	R 7 (計画)	R 8 (計画)	R 9 (計画)	R 10 (計画)
①		計画値						
②		計画値						

【予算・決算】 (千円)

事業費は当初・繰越・補正予算の合計額

年度	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	合計
事業費	57,405	58,894	64,104	29,044	64,104	64,104	337,655
国庫支出金	1,978	2,314	2,766	1,268	2,766	2,766	13,858
県支出金							0
地方債							0
その他							0
一般財源	55,427	56,580	61,338	27,776	61,338	61,338	323,797
人件費	1,478	1,834	1,474	1,474	1,474	1,474	9,210
職員(人)	0.20人	0.25人	0.20人	0.20人	0.20人	0.20人	1.25人
時間外勤務(h)	12h	8h	10h	10h	10h	10h	60h
会計年度任用職員(人)							0.00人
フルコスト	58,883	60,728	65,578	30,518	65,578	65,578	346,865

妥当性 (市の関与)	市内の児童生徒が対象であり義務教育の円滑な実施のために必要不可欠である。
有効性 (施策貢献度)	学用品費・学校給食費等必要な援助を行い、保護者の負担を軽減することで教育の機会均等に貢献する。
効率性 (コスト)	必要不可欠の費用であるため削減はできない。

1次評価	担当者意見のとおり
2次評価	1次評価意見のとおり